

大口町告示第67号

大口町町制50周年記念事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成23年8月31日

大口町長 森 進

大口町町制施行50周年記念事業推進委員会の設置に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町町制施行50周年記念事業推進委員会の設置に関する要綱（平成23年大口町告示第32号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（組織）

第4条 推進委員会の委員の数は、町長が定めるものとする。

- 2 推進委員会の委員は、大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）第2条第1号に規定する住民で、かつ、第1条の目的に賛同し、前条の事業に志を持ってあたることができるものの中から町長が委嘱する。
- 3 推進委員会は、前項の委員のほかに専門的知識を有するアドバイザーの出席を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。